

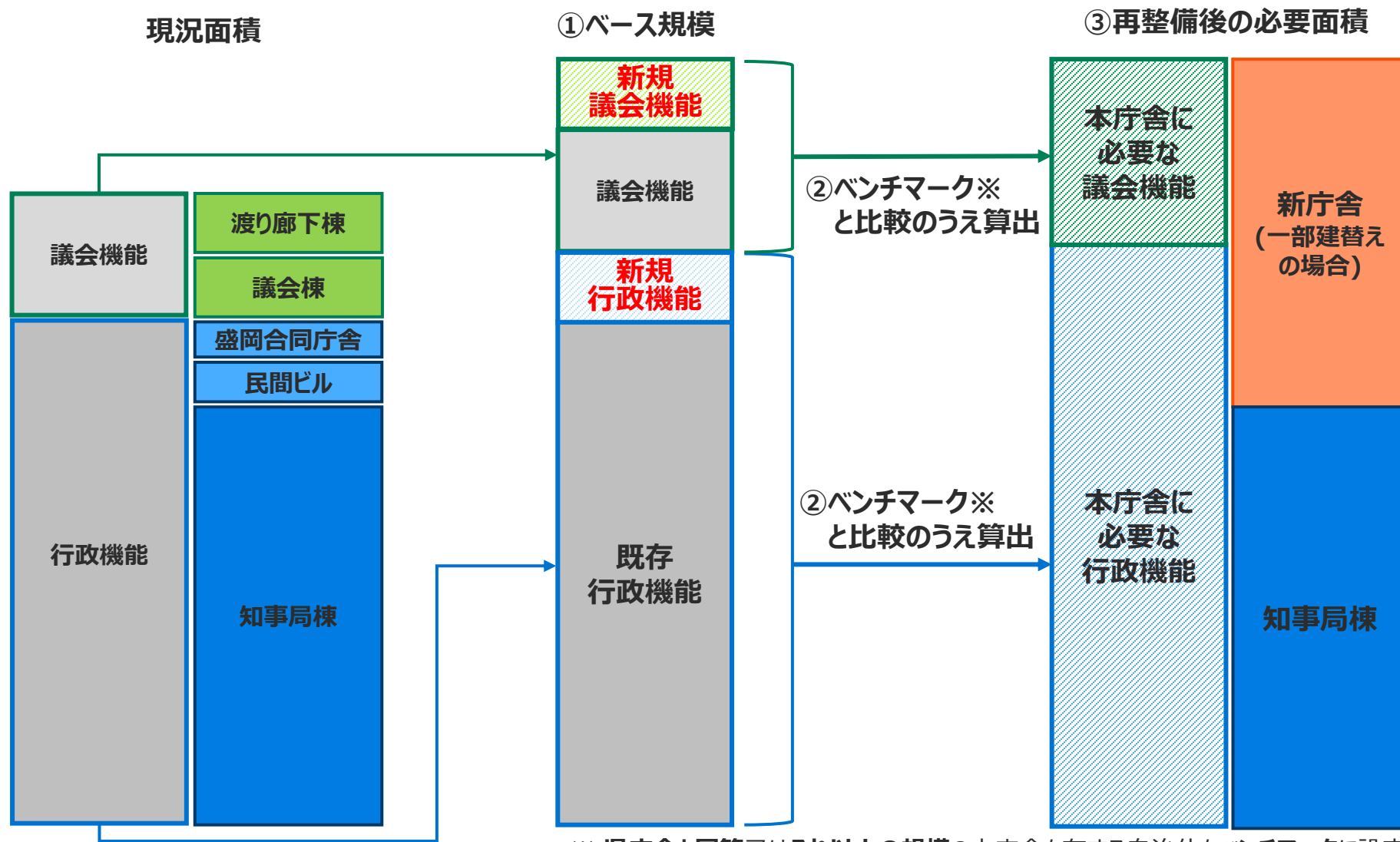
庁舎の規模検討

～ 目次 ～

規模算出の考え方	1 ページ～
行政機能の規模	4 ページ～
議会機能の規模	7 ページ～
駐車場の必要台数・面積	8 ページ～
整備後の庁舎規模	9 ページ～

規模算出の考え方

- ・ 規模算出にあたっては、行政機能と議会機能のそれぞれについて、①**既存機能と新規機能を積み上げたベース規模**を算出し、②**ベンチマーク（他自治体）と比較**のうえ、③**再整備後に必要な機能の面積**を算出する。
- ・ 一部建替えの場合、再整備後の必要面積のうち、知事局棟に収まりきらない部分が、新庁舎の必要面積となる。



※ 県庁舎と同等又はそれ以上の規模の本庁舎を有する自治体をベンチマークに設定

想定される新規機能

知事局棟

機能			想定される新規機能	想定面積	面積算定の考え方
行政機能	専有部分	執務室	(新規機能なし)	—	—
		会議室	(新規機能なし)	—	—
		書庫・倉庫	(新規機能なし)	—	—
		その他諸室	・ 庁内保育施設 （盛岡地区合庁からの移設を想定）	235.4㎡	・ 盛岡地区合庁にある庁内保育施設「うちまる保育園」の現状面積で試算
		危機管理機能	・ 災害対策本部支援室、他機関リエゾン用執務室、消防活動、保健医療福祉活動等の調整本部、会議室、宿直室 など	2,096.0㎡	・ 他の県庁舎の災害対策本部フロアを参考に、各諸室の面積を積み上げ
	県民サービス機能		・ 官民共創・協働スペース、情報発信スペース、パブリックスペース	1,050.0㎡	・ 他の県庁舎の県民サービス機能を参考に、各スペースの面積を積み上げ
	共用部		(新規機能なし)	—	—
合 計				3,381.4㎡	

議会棟

機能		想定される新規機能	想定面積	面積算定の考え方
議会機能	各議員の執務室	各議員の執務室 (定数48人)	480.0㎡	・ 他の県庁舎の議会機能を参考に、各諸室の面積を積み上げ
	その他	議長応接室、親子傍聴室、傍聴者ロビー など	530.0㎡	
合 計			1,010.0㎡	2

機能別の規模算出の考え方

知事局棟

- 機能別に、**ベース規模**（既存機能と想定される新規機能の合計）から算出される**職員 1 人当たり面積**と、**ベンチマーク**（新庁舎整備を実施した他の自治体）から算出される**職員 1 人当たり面積**を**比較**のうえ、いずれか妥当と考えられる数値をもとに、**必要面積を算出**する。

議会棟

- ベース規模**から算出される**議員 1 人当たり延べ面積**と、**ベンチマーク**（全都道府県議会平均）から算出される**議員 1 人当たり面積**を**比較**のうえ、いずれか妥当と考えられる数値をもとに、**必要面積を算出**する。

機能			規模算出の考え方
行政機能	専有部分	執務室	・ ベンチマークの職員 1 人当たり面積に、本県職員数を乗じて算出。
		会議室	・ ベンチマークの職員 1 人当たり面積に、本県職員数を乗じて算出。
		書庫・倉庫	・ ベース規模（既存機能の積み上げ）をもとに必要面積を算出。
		その他諸室	・ ベンチマークの職員 1 人当たり面積に、本県職員数を乗じて算出。
		危機管理機能	・ ベース規模（既存機能及び新規機能の積み上げ）をもとに必要面積を算出。
	県民サービス機能		・ ベース規模（既存機能及び新規機能の積み上げ）をもとに必要面積を算出。
	共用部		・ ベンチマークの職員 1 人当たり面積に、本県職員数を乗じて算出。
議会機能			・ ベンチマークの議員 1 人当たり延べ面積に、本県議員数を乗じて算出。

行政機能の規模①（執務室、会議室）

執務室

- 既存機能を積み上げて、職員 1 人当たりの執務室面積を算出すると6.31㎡/人で、ベンチマークを下回る。
- 現行の知事局棟には、一部に狭隘な執務室があることから、ベンチマークの6.53㎡/人をもとに規模を算出する。

ベース 規模	既存機能（知事部局＋盛岡合庁＋民間ビル）※	13,140㎡
	R 7 職員数（会計年度任用職員等を含む）	2,081人
	職員 1 人当たり面積	6.31㎡/人

※新規機能はなし

ベンチ マーク	A 市	※ 6.54㎡/人
	B 市	※ 6.53㎡/人
	中央値	6.53㎡/人

※ A市及びB市は、県庁舎と同等又はそれ以上の規模の本庁舎を有し、比較対象として適切と考えられるため、ベンチマークに設定。

整備後の規模 （執務室）	R 7 職員数①	ベンチマーク②	規模（①×②）
	2,081人	6.53㎡/人	13,595.0㎡

（端数計算の関係で一致しない）

会議室

- 既存機能を積み上げて、職員 1 人当たりの会議室面積を算出すると0.54㎡/人で、ベンチマークを大きく下回る。
- 現行の知事局棟は、会議室の確保が課題となっていることから、ベンチマークの1.23㎡/人をもとに規模を算出する。

ベース 規模	既存機能（知事部局＋盛岡合庁）※	1,124.6㎡
	R 7 職員数（会計年度任用職員等を含む）	2,081人
	職員 1 人当たり面積	0.54㎡/人

※新規機能はなし

ベンチ マーク	A 市	1.12㎡/人
	B 市	1.35㎡/人
	中央値	1.23㎡/人

整備後の規模 （会議室）	R 7 職員数①	ベンチマーク②	規模（①×②）
	2,081人	1.23㎡/人	2,565.9㎡

（端数計算の関係で一致しない）

行政機能の規模②（書庫・倉庫、その他諸室）

書庫・倉庫

- 既存機能を積み上げて、職員 1 人当たりの書庫・倉庫面積を算出すると1.26㎡/人で、**ベンチマークを上回る。**
- 現行の書庫・倉庫は**必ずしも余裕がある状況にはないことから、既存機能の積み上げの2,628.6㎡を採用する。**

ベース 規模	既存機能（知事部局＋盛岡合庁＋民間ビル）※	2,628.6㎡	ベンチ マーク	A 市	0.62㎡/人
	R 7 職員数（会計年度任用職員等を含む）	2,081人		B 市	1.49㎡/人
	職員 1 人当たり面積	1.26㎡/人		中央値	1.05㎡/人

※新規機能はなし

整備後の規模 （書庫・倉庫）	既存機能で算出	2,628.6㎡	行政文書の更なるペーパーレス化・ストックレス化による 規模の精査 を検討

その他諸室

- 既存及び新規機能※を積み上げて、職員 1 人当たりの面積を算出すると1.32㎡/人で、**ベンチマークを下回る。**
- 執務室と同様にベンチマークを採用し、1.42㎡/人をもとに規模を算出する。**

ベース 規模	既存機能（知事部局＋盛岡合庁＋民間ビル）＋新規機能	2,740.7㎡	ベンチ マーク	A 市	1.41㎡/人
	R 7 職員数（会計年度任用職員等を含む）	2,081人		B 市	1.44㎡/人
	職員 1 人当たり面積	1.32㎡/人		中央値	1.42㎡/人

整備後の規模 （その他諸室）	R 7 職員数①	ベンチマーク②	規模（①×②）
	2,081人	1.42㎡/人	2,963.6㎡

※ 1 既存機能は、各種委員会室、県政記者クラブ、機械室・電気室、サーバー室、健康サポートルーム、相談室、更衣室などが該当。

※ 2 新規機能は、庁内保育施設の移設を想定。

（端数計算の関係で一致しない）

行政機能の規模③（危機管理機能、県民サービス機能、共用部）

危機管理機能

- 都道府県と市町村では災害対策活動の範囲が異なることから、**既存及び新規機能※の積み上げ**で算出する。

ベース 規模	既存機能（知事部局）＋新規機能	2,141.4㎡
	R 7 職員数（会計年度任用職員等を含む）	2,081人
	職員 1 人当たり面積	1.03㎡/人

ベンチ マーク	A 市	0.23㎡/人
	B 市	0.18㎡/人
	中央値	0.20㎡/人

整備後の規模 （危機管理機能）	既存機能＋新規機能
	2,141.4㎡

- ※ 1 既存機能は、防災課・消防安全課執務室、防災無線機械室などが該当。
- ※ 2 新規機能は、災害対策本部支援室、他機関リエゾン用執務室、消防活動、保健医療福祉活動等の調整本部、会議室、宿直室などを想定。

県民サービス機能

- 基本構想段階では、**既存及び想定される新規機能※の積み上げ**で規模を算出する。

ベース 規模	既存機能（知事部局）＋新規機能	2,965.2㎡
	R 7 職員数（会計年度任用職員等を含む）	2,081人
	職員 1 人当たり面積	1.42㎡/人

ベンチ マーク	A 市	1.78㎡/人
	B 市	0.89㎡/人
	中央値	1.34㎡/人

整備後の規模 （県民サービス機能）	既存機能＋新規機能
	2,965.2㎡

- ※ 1 既存機能は、県民室、県政相談室、行政情報センターが該当。
- ※ 2 新規機能は、官民共創・協働スペース、情報発信スペース、パブリックスペースを想定。

共用部

- ベンチマーク**の職員 1 人当たりの共用部面積7.48㎡/人をもとに規模を算出する。

ベンチ マーク	A 市	8.38㎡/人
	B 市	6.58㎡/人
	中央値	7.48㎡/人

整備後の規模 （共用部）	R 7 職員数①	ベンチマーク②	規模（①×②）
	2,081人	7.48㎡/人	15,569.0㎡

（端数計算の関係で一致しない）

議会機能の規模

議会機能

- 既存機能と想定される新規機能を積み上げて、議員 1 人当たりの延べ面積を算出すると158.8㎡/人で、ベンチマークを下回る。
- 議会機能については、引き続き県議会と調整しながら検討していくが、**基本構想段階**では、**ベンチマークの全都道府県議会平均**の議員 1 人当たり延べ面積174.9㎡/人に、本県の議員定数48人を乗じて規模を算出する。

ベース 規模	既存機能 + 新規機能（※）	7,622㎡
	議員定数	48人
	議員 1 人当たり延べ面積	158.8㎡/人

ベンチ マーク	全都道府県議会平均 （管財課調べ）	174.9㎡/人
------------	----------------------	----------

※ 新規機能は、議員の執務室機能、親子傍聴室の新設のほか、議長応接室、傍聴者ロビーなどを想定。

整備後の規模 （議会機能）	議員定数①	ベンチマーク②	規模（①×②）③
	48人	174.9㎡/人	8,396.8㎡（端数計算の関係で一致しない）

（参考）議会棟 + 渡り廊下棟 ④	6,612.1㎡
差引（③－④）	1,784.7㎡

駐車場の必要台数・面積

- 盛岡市の「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の規定に基づき、建築物の延床面積に応じた駐車場の必要台数を算出した。
- 仮に、全て自走式駐車場（1台当たり30㎡）として整備する場合、延床面積は**7,710㎡程度と試算**される。

附置義務駐車台数の算定表

1. 建築物の計画内容				
建築物の延床面積	①	㎡	屋外観覧場部分の延床面積	①'
駐車施設部分の延床面積	②	㎡	①+①'-②	③
特定用途	事務所以外	㎡	共有部分⑦を面積按分した数値との合計	④
	事務所	㎡		⑤
非特定用途	㎡		⑥	㎡
上記2以上の共有部分	⑦	㎡		㎡
③=④+⑤+⑥				

2. 附置義務条例対象の判断

駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域において

特定（事務所以外） ④ + 特定（事務所） ⑤ + (⑥ × 1/2) = ⑧ ㎡
※⑧が1,000㎡を超えるものを附置義務対象とする。なお、⑤が10,000㎡を超える場合は、次項3により事務所部分の緩和措置を行う。

3. 事務所部分の緩和措置（事務所用途の延床面積⑤が10,000㎡を超える建築物）

10,000㎡までの部分	㎡×1.0	㎡
10,000㎡を超え、50,000㎡までの部分	㎡×0.7	㎡
50,000㎡を超え、100,000㎡までの部分	㎡×0.6	㎡
100,000㎡を超える部分	㎡×0.5	㎡
合計		⑤' ㎡

4. 用途別附置義務台数の算出

- (1) 特定用途の部分
(④+⑤（または⑤'）) ÷ 150 (台/㎡) = 台……⑨
- (2) 非特定用途の部分
⑥ ÷ 300 (台/㎡) = 台……⑩
- 合計 台……⑪

※ここで、③が6,000㎡未満の場合、次項5により小規模建築物の緩和措置を行う。

5. 小規模建築物の緩和措置（対象延床面積③が6,000㎡に満たない建築物）

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,000 \times (6,000 - ③)}{6,000 \times ⑧ - 1,000 \times ③} = \dots\dots ⑫$$

6. 附置義務台数の算出（端数は切り上げるものとする。）

小規模建築物の緩和措置がある場合： ⑪ × ⑫ = 台

小規模建築物の緩和措置がない場合： ⑪ = 台

3. 事務所部分の緩和措置

10,000㎡までの部分	10,000㎡を超え50,000㎡までの部分	50,000㎡を超え100,000㎡までの部分	100,000㎡を超える部分	合計 (⑤')
10,000 × 1.0	40,000 × 0.7	826 × 0.6	0 × 0.5	38,496

4. 用途別附置義務台数

特定用途の部分 (⑤') (㎡)	(台/㎡)	必要台数 (台)
38,496	÷ 150	257

必要面積

必要台数 (台)	(㎡/台)	必要面積 (㎡)
257	× 30	7,710

【現状との比較】

		駐車台数 (台)	㎡/台	面積 (㎡)
現状① (平面式)	屋外	105	15.0	1,575
	車庫	34	34.5	※ 1,173
		139	19.7	2,748
再整備後 (自走式) ②		257	30.0	7,710
差引②－①		118	—	4,962

※ 車庫の面積には、車両洗車場、タイヤ・車両道具置き場を含む。

整備後の庁舎規模

本庁舎に必要な面積

- 行政機能及び議会機能の必要面積を合算したうえで、**本庁舎に必要な面積**を算出すると **5万1千㎡程度と試算**される。

		行政機能	専有部分						県民サービス機能	共用部	議会機能	合計
				執務室	会議室	書庫・倉庫	その他諸室	危機管理機能				
庁舎規模	面積（㎡）	42,428.7	23,894.5	13,595.0	2,565.9	2,628.6	2,963.6	2,141.4	2,965.2	15,569.0	8,396.8	50,825.5
	割合（％）	83.5%	47.0%	26.7%	5.0%	5.2%	5.8%	4.2%	5.8%	30.6%	16.5%	

各棟別の庁舎面積

- 全部改修の場合、必要な面積に対して、**1万4千㎡程度不足**すると試算される。
- 一部建替えの場合、**新庁舎の規模は2万㎡程度**と試算される。
- 行政機能・議会機能と併せて、**駐車場の確保方法についても検討していく必要がある**。

（単位：㎡）

	必要面積	全部改修	一部建替え	全部建替え
知事局棟	50,825.5	31,027.7	31,027.7	
議会棟		6,612.1		
新庁舎			19,797.8	50,826
不足	－	▲ 13,186	0	0
参考：立体駐車場	7,710	7,710		

現庁舎の面積	37,639.8
差引	13,185.7

【今後考慮すべき事項】

- 基本計画以降の庁舎規模の精査に当たっては、**各種機能の必要性**を見極めるとともに、**テレワーク率の導入**や行政文書の更なるペーパーレス化・ストックレス化の**可能性**についても**考慮**していく。